

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【104】
2. 日時：令和4年3月1日 13時30分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官※、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 炉心技術グループ マネージャー（炉心技術）他7名※

中部電株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理 他1名※

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、緊急時対策所の居住性に関する説明書について、令和4年2月24日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【緊急時対策所の居住性に関する説明書】

- 緊急時対策所外で発生するばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する外界からの空気の取り込みの一時停止について、一時停止が緊急時対策所の居住性に与える影響を整理して説明すること。
- 緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの設置位置について、どのように対策要員等の被ばく防護を考慮しているかを具体的に説明すること。
- 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の許容基準に対して酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の計測範囲が妥当であるか説明すること。
- 直接ガンマ線の評価点高さである原子炉建物運転階の中心高さについて、評価モデル図中への記載を検討すること。
- グランドシャイン評価モデルにおける線源範囲を緊急時対策所中心から東西南北400mまでとした妥当性を説明すること。
- 免震重要棟で実施した気密試験結果の漏えい率を緊急時対策所の設

計上の漏えい率として使用していることが分かるように記載を検討すること。また、免震重要棟で実施した気密試験結果の漏えい率を参考に緊急時対策所の漏えい率に設定することの妥当性を説明すること。

- 空気ポンベから緊急時対策所空気浄化送風機に切り替えるタイミングで二酸化炭素濃度が設定した許容濃度を超過することについて、居住性への影響がないか説明すること。
- 炉心内蓄積質量（安定核種含む）について、MAAPコードにおける核種グループと審査ガイドにおける核種類の対応を整理して記載を検討すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

なし